



募集中

熱中症対策普及団体

日常の活動の中で
熱中症になりやすい方への見守りや
声かけの協力をしてくださる法人等

気候変動の影響により、近年、平均気温が上昇し、熱中症の健康被害が増加しています。袋井市では、「袋井市熱中症対策普及団体」として、熱中症弱者への見守りや声かけに協力してくださる企業や団体を募集しています。団体の指定のための申請手続きは裏面へ

申請など手続きに関するお問い合わせ

袋井市健康未来課健康企画室 Tel.0538-84-6127

熱中症対策普及団体の指定の基準等

次のいずれにも該当すること

- ① 次の法人いずれか(市内で活動している法人。)
一般社団法人(公益社団法人含む)、一般財団法人(公益財団法人含む)、特定非営利活動法人(NPO法人)、社会福祉法人、会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)
- ② 熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正で、経理的、技術的な基礎があること
- ③ 個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置がなされていること
- ④ 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合は、その事業により熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障がないこと
- ⑤ 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができること

申請等の流れ

① 申請書類の提出

①申請書、②定款または寄付行為、③登記事項証明書、④役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面、⑤熱中症対策普及事業の実施に関する基本計画書、⑥熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面、⑦資本の総額及び種類を記載した書面、⑧個人情報の適正な取扱いと熱中症対策普及事業の具体的な実施要領、⑨個人情報の適正な取扱いと熱中症対策普及事業実施のための研修計画、⑩その他業務に関し参考となる書類

② 市担当課による審査

「袋井市熱中症対策普及団体」としての指定

③ (事業年度開始後)
その年度の事業計画書を提出

④ 計画に沿って事業実施

⑤ (事業年度終了後)
その年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表を提出

次年度



熱中症対策普及団体になるメリット

- ① 指定されると、熱中症になりやすい方への見守りや声かけの活動をする際に、「袋井市熱中症対策普及団体」として活動することができます。
- ② 袋井市から団体へ、熱中症対策に関する情報や啓発チラシ等を随時提供
- ③ 袋井市ホームページにおいて、各団体の取組を紹介